

2022年度 ヒューリアみえ ひゅーまんらいいつの部屋

それって本当にインクルーシブ教育ですか？

～障害者権利委員会が日本の教育に問うたもの～

日時：2022年12月8日(木)18:30～
Zoomを使ったオンライン講座

参加費無料

定員150人

第1部 18:30～19:15

障害者権利委員会勧告の概要とポイント、
政府見解や国内のインクルーシブ教育の現状

講師：松波めぐみさん（大阪公立大学ほか非常勤講師）



第2部 19:15～19:45

県内のインクルーシブ教育の現状と課題(仮)

講師：杉田宏さん（NPO法人ピアサポートみえ）



第3部 19:45～20:45

2人のフリートークと参加者からの報告やQ&A

主催：公益財団法人反差別・人権研究所みえ

共催：NPO法人ピアサポートみえ

参加申し込みは裏面へ

2022年9月9日、国連の障害者権利条約の国連障害者権利委員会は、日本政府による条約に基づいたこれまでの取組について審査が行われ、総括、改善勧告等を出しました。本条約は、2006年に国連より発行され、「障害のある人たちが差別を受けず、住みたい場所で住めること、働きたい場所で働けること、受けたい教育を受けられることといった権利を保障する」ことを目的に、「私たちのことをわたしたちぬきに決めるな」をキーワードに、世界的に条約に基づいた取組が広がってきています。日本は、この条約を2014年に批准し、国内法として条約に基づき、「障害」者施策を展開してきました。

権利委員会の閉会の際、権利委員会のキム・ミヨン副議長は挨拶のなかで「政府の報告書と国際NGOや当事者団体などが作成したパラレルレポートが示す現状や課題などには、大きなギャップがある」と指摘しました。

権利条約の第24条の「教育」について、「締約国は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」とされ、障害の有無に関わらず、いわゆる「通常学級」で学ぶことができない状態に置かれた子どもたちがいることを問題視し、特別支援学校や教育などの教育施策を解消するために、障害の有無に関わらずともに学ぶ「インクルーシブ教育」の実現に向けた国内行動計画の策定が求められました。

権利委員会から三重県も含む日本のインクルーシブ教育のあり方の何が問われたのか、私たちはこの勧告をどのように受け止め、権利条約の具体化に向け、何を考え、何に取り組むことが求められているのか、条約批准後も特別支援学校が新設されたり、特別支援学級生が増え続けたりしている三重の現状と課題について考えていきたいと思えます。

申込先

FAXの場合 059-233-5526

メールの場合 secretariat@kenkyu-mie.or.jp

お名前	
ご所属	
電話番号	
メールアドレス	

- ◆本講座は、オンラインで開催するため、必ずメールアドレスをご記入ください。ご記入いただいたメールアドレスに、講座当日の一週間前くらいにZoomのURLをお送りします。
- ◆記載された個人情報、講座連絡のためにお伺いするもので、その目的以外に使用することはありません。終了後、本申込用紙は破棄します。

お問い合わせ

公益財団法人反差別・人権研究所みえ

担当 松村元樹(マツムラモトキ)

TEL/059-233-5525 FAX/059-233-5526

E-mail/motoki@kenkyu-mie.or.jp